

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>9. アドレスの割り振り (中略)</p> <p>9.1 アドレス空間のライセンス</p> <p>9.2 最初の割り振りのスロースタート</p> <p>9.2.1 スロースタートの例外</p> <p>9.3 初回割り振りの基準</p> <p>9.4 追加割り振りの基準</p> <p>9.4.1 連続した割り振りは保証されない</p> <p>9.5 割り振りを全て使用したIPアドレス管理指定事業者</p> <p>9.5.1 特殊な状況・大きな割り当て</p> <p>9.6 予約は割り当てとみなされない</p> <p>9.7 アドレスの集成</p> <p>9.8 割り振りと割り当ての有効性</p> <p>9.9 アドレス空間の譲渡</p> <p>9.10 /8 相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫からの分配</p> <p>10. IPアドレス管理指定事業者によるアドレス管理</p> <p>10.1 IPアドレス管理指定事業者のためのアサインメントウィンドウ</p> <p>10.2 割り当てアドレスの使用見積り</p> <p>10.3 登録の必要性</p> <p>10.3.1 登録情報の更新</p> <p>10.3.2 連絡担当者の登録</p> <p>10.4 in-addr. arpa資源レコード維持の責任</p> <p>11. 割り当てと経路集成を促進するためのリナンバリング</p> <p>11.1. 小規模マルチホーム割り当て</p> <p>11.2 インターネットエクスチェンジポイント</p> <p>11.3 クリティカルインフラストラクチャー</p> <p>11.4 経路集成を促進するためのリナンバリング</p>	<p>目次 (中略)</p> <p>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</p> <p>10. アドレスの割り振り</p> <p>10.1 アドレス空間のライセンス</p> <p>10.2 最初の割り振りのスロースタート</p> <p>10.2.1 スロースタートの例外</p> <p>10.3 初回割り振りの基準</p> <p>10.4 追加割り振りの基準</p> <p>10.4.1 連続した割り振りは保証されない</p> <p>10.5 割り振りを全て使用したIPアドレス管理指定事業者</p> <p>10.5.1 特殊な状況・大きな割り当て</p> <p>10.6 予約は割り当てとみなされない</p> <p>10.7 アドレスの集成</p> <p>10.8 割り振りと割り当ての有効性</p> <p>10.9 アドレス空間の譲渡</p> <p>11. APNIC地域におけるIPv4 アドレス在庫管理の方法</p> <p>11.1 将来における利用のためのアドレス空間の予約</p> <p>11.2 JPNICへ返却されるIPv4 アドレス空間</p> <p>12. IPアドレス管理指定事業者によるアドレス管理</p> <p>12.1 IPアドレス管理指定事業者のためのアサインメントウィンドウ</p> <p>12.2 割り当てアドレスの使用見積り</p> <p>12.3 登録の必要性</p> <p>12.3.1 登録情報の更新</p> <p>12.3.2 連絡担当者の登録</p> <p>12.4 in-addr. arpa資源レコード維持の責任</p>

<p>12. IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>12.1 IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>12.1.1 移転対象のIPv4 アドレス空間の条件</p> <p>12.1.2 移転元の条件</p> <p>12.1.3 移転先の条件</p> <p>12.1.4 IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</p> <p>13. IPアドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</p> <p>13.1. 登録情報の更新</p> <p>13.2 IPアドレス管理指定事業者契約に対する影響</p> <p>13.3 IPアドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</p> <p>13.4. IPアドレス割り当て管理業務の停止</p> <p>14. 申請審議のガイドライン</p> <p>15. 謝辞</p>	<p>13. 割り当てと経路集成を促進するためのリナンバリング</p> <p>13.1. 小規模マルチホーム割り当て</p> <p>13.2 インターネットエクスチェンジポイント</p> <p>13.3 クリティカルインフラストラクチャー</p> <p>13.4 経路集成を促進するためのリナンバリング</p> <p>14. IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>14.1 IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>14.1.1 移転対象のIPv4 アドレス空間の条件</p> <p>14.1.2 移転元の条件</p> <p>14.1.3 移転先の条件</p> <p>14.1.4 IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</p> <p>15. IPアドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承</p> <p>15.1. 登録情報の更新</p> <p>15.2 IPアドレス管理指定事業者契約に対する影響</p> <p>15.3 IPアドレス管理指定事業者の合併、買収の割り振りへの影響</p> <p>15.4. IPアドレス割り当て管理業務の停止</p> <p>16. 申請審議のガイドライン</p> <p>17. 謝辞</p>
<p>0.1. この文書の構成 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10節「IPアドレス管理指定事業者によるアドレス管理」 IP アドレス管理指定事業者によるアドレス管理についての解説 ・ 第11節「割り当てと経路集成を促進するためのリナンバリング」 特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てと経路集成を促進するためのリナンバリングについての解説 ・ 第12節「IPv4 アドレス空間の移転」 IPv4 アドレス空間の移転についての解説 ・ 第13節「IPアドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承」 IP アドレス管理指定事業者の管理業務の継承等についての解説 ・ 第14節「申請審議のガイドライン」 JPNICにおける申請審議のガイドラインに 	<p>0.1. この文書の構成 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9節「IPv4 アドレス在庫からのアドレスの委任」 APNIC地域におけるIPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任についての解説 ・ 第10節「アドレスの割り振り」 JPNICにおけるアドレスの割り振りと割り当てに関するポリシーについての解説 ・ 第11節「11. APNIC地域におけるIPv4 アドレス在庫管理の方法」 予約されているアドレス空間、JPNICへ返却されたIPv4 アドレス空間の管理についての解説 ・ 第12節「IPアドレス管理指定事業者によるアドレス管理」 IP アドレス管理指定事業者によるアドレス管理についての解説 ・ 第13節「割り当てと経路集成を促進する

<p>についての解説</p>	<p>ためのリナンバリング」 特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てと経路集成を促進するためのリナンバリングについての解説 ・ 第14節「IPv4 アドレス空間の移転」 IPv4 アドレス空間の移転についての解説 第15節「IPアドレス管理指定事業者の合併、買収、および継承」 IP アドレス管理指定事業者の管理業務の継承等についての解説 ・ 第16節「申請審議のガイドライン」 JPNICにおける申請審議のガイドラインについての解説</p>
<p>4.1.1 地域インターネットレジストリ (RIR)</p> <p>地域インターネットレジストリ (RIR) は ICANN の認可で設立され、大きな地域にサービス提供し、その地域を代表する。RIRの主な役割は、それぞれが担当する各地域内でアドレス空間を分配、管理することである。現在 RIR としては、APNIC、RIPE NCC、ARIN、LACNIC の 4 つがある。将来はさらに他の RIR が設立される可能性がある。</p>	<p>4.1.1 地域インターネットレジストリ (RIR)</p> <p>地域インターネットレジストリ (RIR) は ICANN の認可で設立され、大きな地域にサービス提供し、その地域を代表する。RIRの主な役割は、それぞれが担当する各地域内でアドレス空間を分配、管理することである。<u>今後、少数のRIRが追加で設立される可能性はあるが</u>、現在RIRとしては、<u>AfrINIC</u>、APNIC、RIPE NCC、ARIN、LACNICの 5 つがある。</p>
<p>7.1 首尾一貫したアドレス管理ポリシーの採用 (中略)</p> <p>IP 指定事業者は、[9.1 アドレス空間のライセンス]の条件に従った契約に基づいてのみ、それぞれの責任下にあるアドレス空間の割り当てを行わなければならない。</p>	<p>7.1 首尾一貫したアドレス管理ポリシーの採用 (中略)</p> <p>IP指定事業者は、[10.1 アドレス空間のライセンス]の条件に従った契約に基づいてのみ、それぞれの責任下にあるアドレス空間の割り当てを行わなければならない。</p>
<p>8.4 割り振りの一般的要件 (中略)</p> <p>この一般要件に加え、より詳細な根拠資料の提出が求められる場合がある。(9.2、9.3、9.4を参照のこと)</p>	<p>8.4 割り振りの一般的要件 (中略)</p> <p>この一般要件に加え、より詳細な根拠資料の提出が求められる場合がある。(10.2、10.3、10.4を参照のこと)</p>
<p><u>9.10 /8 相当の最後のAPNICにおけるIPv4 未割り振り在庫からの分配</u></p> <p><u>9.10.1 IP指定事業者への割り振り</u></p> <p><u>IP指定事業者は、/8 相当の最後のAPNICにおけるIPv4 未割り振り在庫から、以下の条件に基づき、1 組織につき1 件の割り振りを求める資格を有する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>割り振りは、最小割り振りサイズで行われる</u> ・ <u>IP指定事業者は、本ポリシー文書において、</u> 	<p><u>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</u></p> <p><u>APNIC地域におけるIPv4 アドレス在庫から委任が認められるIPv4 アドレス空間は、最大で/22 相当のサイズに限定される。また、現在の最小委任サイズは/24 (256 アドレス) とする。</u></p> <p><u>当該IPv4 アドレス空間の委任を受けるためには、JPNICとIPアドレス管理に関する契約を締結し、以下いずれかの項目で定めた要件を満たさなければならない。</u></p>

<p><u>以下いずれかの項目にて定めた割り振り条件を満たさねばならない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>9.3</u> 初回割り振りの基準 - <u>9.4</u> 追加割り振りの基準 <p><u>IP指定事業者が、/8 相当のアドレス空間から受けられる割り振りは1組織につき、1件に限定される。これは既存、新規、いずれのIP指定事業者にも適用される。</u></p>	<p><u>10.3</u> 初回割り振りの基準 <u>10.4</u> 追加割り振りの基準 <u>13.1</u> 小規模マルチホーム割り当て <u>13.2</u> インターネットエクスチェンジポイント <u>13.3</u> クリティカルインフラストラクチャ</p>
<p><u>9.1</u> アドレス空間のライセンス</p> <p>JPNICは、「ライセンス」という考え方にもとづいて、IPアドレスの<u>割り振り</u>を行う。</p>	<p><u>10.1</u> アドレス空間のライセンス</p> <p>JPNICは、「ライセンス」という考え方にもとづいて、IPアドレス <u>空間の委任</u>を行う。このライセンスの期限は、通常1年間という限定された期間である。</p>
<p><u>9.3</u> 初回割り振りの基準</p> <p>初期割り振りを受ける資格のため、IP指定事業者は以下の基準を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割り当て済みのアドレスについて、ポリシーに従ったアドレスの運用を行っている ・上位のプロバイダから、すでに/24を割り当てられ使用している、または直後に/24を使用することを証明できる ・1年以内に/23を使うことを証明できる詳細な計画を提示できる <p><u>・1年以内にそれまで使用していたアドレスから、新たに割り振られるアドレスにリナ</u> <u>ンバする</u></p>	<p><u>10.3</u> 初回割り振りの基準</p> <p>初期割り振りを受ける資格のため、IP指定事業者は以下の基準を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割り当て済みのアドレスについて、ポリシーに従ったアドレスの運用を行っている ・上位のプロバイダから、すでに/24を割り当てられ使用している、または直後に/24を使用することを証明できる ・1年以内に/23を使うことを証明できる詳細な計画を提示できる
<p><u>9.10.2</u> 将来における利用のための<u>割り振り</u></p> <p><u>/8 相当の最後のAPNICにおけるIPv4 未割り振り在庫のうち、/16 空間は、現時点では予測がつかない将来における利用のために別途リザーブされる。</u></p> <p>なお、<u>「/8 相当の最後のAPNICにおけるIPv4 未割り振り在庫からの分配」用に確保している残りのIPv4 未割り振り在庫が消費された時点でも、リザーブした/16 空間が利用されていない場合、当該/16 空間のリザーブは解除してAPNICの未割り振り在庫として扱い、「9.10.1 IP指定事業者への割り振り」の項目に基づいた分配を実施する。</u></p>	<p><u>11. APNIC地域におけるIPv4 アドレス在庫管理の方法</u></p> <p><u>11.1</u> 将来における利用のため <u>のアドレス空間の予約</u></p> <p>APNIC <u>地域</u>におけるIPv4 アドレス在庫のうち、/16 空間は、現時点では予測がつかない将来における利用のために別途リザーブされる。</p> <p>なお、<u>APNIC地域における残りのIPv4 アドレス在庫からすべてのアドレスを委任した時点でも、リザーブした/16 空間が利用されていない場合、当該/16 空間のリザーブは解除してAPNICの未割り振り在庫として扱い、</u></p>

	<p><u>「9. APNIC地域におけるIPv4アドレス在庫からのアドレスの委任」で定めたポリシーに従い、分配を実施する。</u></p> <p><u>11.2 JPNICへ返却されるIPv4アドレス空間</u> <u>JPNICへ返却されるすべてのIPv4アドレス空間は、APNICまたはJPNICのIPv4アドレス在庫に追加され、「9. APNIC地域におけるIPv4アドレス在庫からのアドレスの委任」で定めたポリシーに従い、分配管理を行う。</u></p>
<p><u>11.1 小規模マルチホーム割り当て</u></p> <p>組織がマルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有するのは次の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在割り当てられたアドレスでマルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画があることを実証する ・<u>それまでに割り当てを受けていたアドレス空間のリナンバに同意する</u> 	<p><u>13.1 小規模マルチホーム割り当て</u></p> <p>組織がマルチホームのためのプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受ける資格を有するのは次の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在割り当てられたアドレスでマルチホームをしている、あるいは3ヶ月以内にマルチホームをする計画があることを実証する